

陳情第 3 号

陳 情 書



2019年5月22日

霧島市議会議長
下深迫 孝二 様

陳情者 鹿児島県教職員組合
始良伊佐地区支部霧島地区協議会
議長 栄川 貴雄
住所 霧島市隼人町内山田一丁目 10-25

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

<陳情趣旨・理由>

学校現場における解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしていますが、なかでも教職員定数改善が欠かせません。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2020年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

1. 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。
4. 特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では40人を超える学級活動が常態化しているため特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数としてもカウントすること。

意見書案第〇〇号

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

〇〇市議会議長名 〇〇〇〇

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元，複式学級解消をはかるための、
2020 年度政府予算に係る意見書案

学校現場における解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしています、なかでも教職員定数改善が欠かせません。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては 2 学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。
4. 特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では 40 人を超える学級活動が常態化しているため特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数としてもカウントすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。